

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会

平成 23 年 4 月 1 日 制 定

平成 26 年 6 月 28 日 一部改正

平成 26 年 8 月 22 日 一部改正

平成 26 年 12 月 23 日 一部改正

平成 29 年 3 月 22 日 一部改正

平成 29 年 8 月 9 日 一部改正

令和 3 年 3 月 16 日 一部改正

令和 3 年 6 月 7 日 一部改正

委 員 会 規 約

一般社団法人日本福祉のまちづくり学会（以下「学会」という。）の委員会運営に関しては、一般社団法人日本福祉のまちづくり学会定款（以下「定款」という。）に定めるもののほか、この規約の定めるところによる。

（目的）

第 1 条 この規約は、本法人の定款第 36 条に基づき、各委員会の目的、構成、運営に関し必要な事項を定めることを目的とする。

（任務）

第 2 条 以下の各委員会を常設委員会とし、それぞれ次の任務を有する。

（1）総務委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 定款、諸規定に関する事務

イ 予算及び事業計画の立案

ウ 総会の運営

エ 本法人の会員募集及び本法人の広報宣伝活動に関する企画、立案、実施

(2) 論文委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 会誌に掲載する原著論文に関し、論文応募規則等を定める。

イ 投稿された論文の査読及び論文集の編集

(3) 学会賞選考委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 学会賞候補者の募集から受賞者選定に関する業務

イ 学会賞の運営方法に関し、学会賞運営規則等を定める。

(4) 会誌委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 会誌の編集、発行に関する事務

イ 論文委員会が行う任務を除くすべての会誌発行に関する業務

ウ 会誌に関する企画、立案および実施

(5) 事業委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 公開セミナーなどの開催と受託研究を主たる業務

イ 研究成果の公開、多様な分野の情報交換等に関する事業

ウ 企業・自治体・国などが学会に依頼する研究などの受託業務

(6) 国際委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 諸外国との交流(セミナー・訪問)を行う事業

イ 国際的な雑誌等の発行の業務

ウ 翻訳などの業務

(7) 災害研究・支援委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ア 被災した地域の継続的な調査研究などの業務

イ 被災した自治体及び福祉関連団体等への学会・学会員が蓄積した知財に基づく情報提供や助言

ウ 調査研究や活動を報告するセミナーの開催の事業

(8) 東京 2020 オリンピック・パラリンピック推進委員会（略称：オリパラ委員会という）は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

ただし、2022 年 3 月末までの時限付き常設委員会とする。

- ア オリパラ準備及びレガシー対応のための競技施設、交通施設、建築物、宿泊施設、まちづくりなどのバリアフリーの推進
- イ オリパラに関わる人材育成など、ソフト面のバリアフリーの推進
- ウ 上記に関する必要な研究、事業等

(9) 学術研究委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。

- ア 調査、研究、出版その他の活動の企画及び実施に関する業務
- イ 全国レベルの講演会、研修会及び見学会等の企画、運営
- ウ 日本学術会議、その他の学術団体との交流、対外活動
- エ 特別研究委員会（本法人の目的に照らして必要であると認める場合に限り）の設置 等

(10) 参加保障委員会は、理事会の諮問に応じて、次の事項を行う。参加保障とは、従来の情報保障や保育への支援に加え、本学会の活動に多くの方が参加しやすくするために行うことを言う。

- ア 学会が主催する全国大会、セミナー、公開研究会、見学会等のイベントへの参加、及び出版物、論文、発表用資料、ホームページ等の情報アクセシビリティ等といった参加保障に関する助言
- イ 上記を遂行するための調査・研究
- ウ 参加保障を遂行するための方針の検討

(委員長)

第 3 条 各常設委員会には、委員長 1 名、又必要に応じて副委員長 2 名以内を置く。

2 委員長は、社員の中から会長が指名し、理事会で承認する。

3 副委員長は委員長が指名する。

4 委員長は、委員会の会務を統括し、副委員長は、委員長が事故等により職務に支障をきたすときにはその職務を代行する。

5 なお、学術研究委員会の下部組織である特別研究委員会の委員長は、正会員の中から学術研究委員長が指名し、理事会で承認する。

(常設委員会委員)

第4条 各常設委員会の委員は、正会員の中から各委員長が候補者を指名した上で、理事会が選任し、会長が委嘱する。ただし、委員会活動を進める上で、非会員の委員を必要とする際には、理事会の承認を受けた上で、オブザーバー委員として会長が委嘱することができる。

2 各委員会の委員は、オブザーバー委員を除き20名以内とする。

3 理事は、いずれかの常設委員会に所属しそれぞれの活動の中心的な役割を担うよう努めなければならない。

4 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

5 委員は、任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(特別研究委員会委員)

第5条 各特別研究委員会の委員は、会員の中から公募等により推薦された委員を学術研究委員会が選任し、会長が委嘱する。ただし、委員会活動を進める上で、非会員の委員を必要とする際には、学術研究委員会及び理事会の承認を受けた上で、オブザーバー委員として会長が委嘱することができる。

2 各特別研究委員会の委員は、オブザーバー委員を除き20名以内とする。

3 委員の任期は、1期2年とし、再任を妨げない。

4 委員の追加又は削除変更を行う場合は、前2項に抵触しない範囲で、学術研究委員会及び理事会で承認を得なければならない。

(報告)

第6条 各常設委員会の委員長は、各委員会の任務の状況に関して、文書をもって理事会に逐次報告するとともに、理事会の要請のあるときは、理事会に出席して任務の状況を説明しなければならない。

(規約の変更)

第7条 この規約の変更は、理事会において行う。

附則

- 1 本規約に基づく施行に関し必要な事項は、理事会の議決に基づいて別に「規則」を定めることができる。
- 2 本規約は、平成23年4月1日から施行する。
- 3 本規約は、平成26年6月28日から一部改定施行する。
- 4 本規約は、平成26年8月22日から一部改定施行する。
- 5 本規約は、平成26年12月23日から一部改定施行する。
- 6 本規約は、平成29年3月22日から一部改定施行する。
- 7 本規約は、平成29年8月9日から一部改定施行する。
- 8 本規約は、令和3年3月16日から一部改定施行する。
- 9 本規約は、令和3年6月7日から一部改定施行する。